平成２８年（フ）第２２１号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目29番地10
債務者　川上　芳弘
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２２２号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目29番地10
債務者　川上宜佐子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３３号
茨城県土浦市神立東２丁目11番13号　シャンドフルールＨ101、前住所茨城県土浦市おおつ野７丁目14番17号
債務者　坂入千亜希（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８１号
群馬県桐生市天神町１丁目７番26号　中沢ハイツ302
債務者　梅澤　直樹
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１１８号
富山県高岡市戸出町２丁目16番33―112号　アベニール・アーク、前住所富山県高岡市戸出西部金屋252番地
債務者　大屋　要亮
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１９号
富山県射水市中太閤山14丁目１番地　県営住宅63―401
債務者　小玉　由紀
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３３６号
岐阜市岩倉町４丁目46番地
債務者　二村　雅子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７２号
滋賀県東近江市今堀町215番地29
債務者　小原日出美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１８０号
滋賀県彦根市宇尾町140番地
債務者　定岡　富雄
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第４７８号
兵庫県姫路市白浜町甲2123番地１　ハイツ白楊16号室
債務者　岡田　一恵（旧姓萬浪）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４８２号
兵庫県加古郡播磨町北本荘５丁目８番32号
債務者　なだＣＬＥＡＮＩＮＧこと　名田　忠志
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４８３号
兵庫県加古川市加古川町河原277番地の１　シティパーク加古川116号
債務者　村永　武志
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４８９号
兵庫県加古川市野口町北野1207番地の60　レイクヒル北野坂103号
債務者　竹谷みゆき
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４９７号
兵庫県姫路市飾磨区今在家２丁目150番地３　メゾンドＫＹ西飾磨205号
債務者　安東　浩司
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３４９号
奈良市富雄元町１丁目７番９―103号
債務者　谷村　澄江
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７７号
和歌山県紀の川市粉河499番地１　サンライズ紀の川101、申立時の住所和歌山県紀の川市粉河2387番地18
債務者　河内　久子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係